

魚沼民商だより

2022年 8月 29日

第2311号

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話 025(792)3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

コロナ感染者等は民商共済の請求が出来ます！

第七波の新型コロナウイルス感染症の拡大により、小千谷魚沼地域もその猛威に押し寄せられ同感染者数も高止まりの状況が続いています。



この間、会員の中からも同感染者等による民商共済の請求（入院見舞金・安静加療見舞金の対象）が爆発的に申請数が増えています。多い日で6件もの申請数を請求致しました。

さて昨春から民商の共済は、新型コロナウイルス感染症に関する共済金請求について、見舞金請求を拡大する措置を取りました。

あらためてその措置の詳細をお知らせ致します。

- ①、コロナ感染者は入院見舞金の申請対象となります。添付する書類について、保健所からの「宿泊・自宅療養証明書」が必要となります。

しかし「同証明書がいつ発行されるか不確定」や、「自宅療養・待機を県との電話のやりとりで対処したことからよく分からない」場合は、民商共済の「新型コロナウイルス感染症による自宅療養・待機の役員確認書」の書式で対応できます。

- ②、濃厚接触者は安静加療見舞金の申請対象となりま

す。保健所等から自宅待機などを指示された場合が対象となります。添付する書類はありません。

【注意】安静加療見舞金の請求について、4月1日から翌年3月31日までの期間に、入院見舞金が支払われた場合、同一期間内の安静加療見舞金と入院見舞金は重複して支払われません。よって安静加入見舞金が支払われた後、入院見舞金が支払われる場合は、支払う入院見舞金から5千円が差し引かれて支払われます。

さてこの機に民商の共済に入しましょう！

無条件で民商共済に加入できます！

民商会員とその配偶者は年齢、入院・通院中でも無条件で加入できます。
従業員・同居家族も民商共済に加入できます。

民商共済加入者が増えれば制度が豊になります！

免責期間は6カ月です。入院見舞金の給付日数は連続3日以上で最大が120日までが給付対象です。入院見舞金は1日300円です。安静加療見舞金は500円（年1回申請です）

南魚沼市に地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）の活用要請を行いました

8月18日、私たち民商は大和・六日町・塩沢の3支部合同で南魚沼市に対し、「新型コロナ禍における物価高騰対策支援についての要望書」を提出し懇談しました。民商から中澤会長（塩沢支部長・宿泊）はじめ、岡村副会長（大和支部長・建築）、高橋理事（六日町支部長・自動車钣金塗装）、須田局長ら4人が出席し、当局は林茂男市長、腰越勝利産業振興部長、中澤満税務課長の3人が応対しました。



中澤会長、「原油・物価高騰による固定費補助の必要性」を強調！

中澤会長は、この間の市独自の支援策を高く評価しつつ、自らの商売の実情を盛り込ませながら、要望項目の①物価高騰等における固定費補助の支援金の創設・給付を。②国民健康保険税の減免制度についての改善を。

③固定資産税の軽減制度の復活と実施を。等と一つひとつ丁寧に林市長へ申し上げ、ジックリと意見交換してきました。

ここで得られた南魚沼市の情報をお紹介致します。

【国民健康保険税のコロナ減免申請数】

年	申請件数
2020年度	236件
2021年度	21件
2022年度	3件

【固定資産税のコロナ軽減措置】

年	軽減額
2021年度	2億7千万円
2022年度	277万円

関心が高まっています。 消費税インボイス制度の 登録申請セミナー開催!

8月21日、小出・堀之内の2支部合同と六日町支部の2会場で、「消費税インボイスの登録申請セミナー」を開きましたので紹介致します。

小出・堀之内の両支部合同開催は、井上支部長（小出・アパート経営）の開会の挨拶から始まりました。参加者は13名でした。

交流のなかで、「先般、オーナーの登録申請のお願い文書が届いた」（自動車修理販売）、「ハウスメーカーからも同様な内容の封書が届きました」

（左官）等とここでも業界の動きが見え始めています。

もつとも深刻的な話題となつたのは、この同制度によつて長年付き合ってきた取引先の人間関係がギクシャクするのではないかという不安でした。

また「私のお店は商店舗だから、貸主にインボイス登録番号の入った領収書をくれと言つたら、立ち退きされるのではないだろうか。不安だわあ」（スナック）、「今さら下請業者にインボイス登録業者になつて欲しいなんていえないようなあ」（建設）と切実な声を漏らし、様々な意見が交わされました。

同会の最後、小玉支部長（堀之内・建築）から、「インボイスについて殆どの方が知られていません。マスコミは一切このことを教えていません。私自身同制度の中身を学び、身近なところから話しを広げていきたいと思います。そしてやはりこう言つう時こそ仲間どうしが情報交換しながら仕事まわし等が出来

ればと切に感じています」と同会を締め括りました。

六日町支部は、高橋支部長（自動車钣金塗装）の開会の挨拶から始まりました。参加者は11名でした。

ここでも交流のなかで、取引先の人間関係のこととかなり話題となりました。そのほかに「このままインボイス制度を来年10月から実施するのか。まだまだこの先も物価高騰し続けていきだろうが、今までえ商売が大変で悲鳴を上げているのに、同制度を中止にさせられないものか」（運送業）の声も寄せられました。



**会費は月内納入を
宜しくお願い致します**



両会場とも熱心に、「消費税減税とインボイス制度の実施中止を緊急要請書」（ハガキ）の記入に集中していました。

法律相談のお知らせ

日 時 9月 14日(水)

午後1時より

会 場 民商事務所

弁護士 大澤 理尋 先生

(新潟中央法律事務所)

相談料 3,000円

※ 事前の予約制です。早めに事務所
までご連絡ください。